

平成26年度 第3回 吹田市国民健康保険運営協議会 保険料の上限の引上げと

中低所得者の保険料据え置きの方針
吹田市役所全員協議会室で第3回国民健康保険運営協議会が1月22日に開かれました。傍聴者は8名で民間からは3名が参加しました。今回の協議会では、吹田市国民健康保険条例の一部を改正するとして、国民健康保険料の賦課限度額の引上げと軽減判定所得の見直しの2点と来年度の国民健康保険特別会計予算編成にあたっての財源確保策が諮問されました。これらの諮問は継続審議とされ1月28日に行なわれる運営協議会で答申が出される予定です。

中低所得者の保険料は据え置き

単年度赤字解消計画の4年目となる来年度の保険料は、賦課限度額の引上げにより財源が確保されるとして、中低所得者の保険料を引き下げることが諮問されました。これに一部の委員から保険料を引き下げずに、累積赤字に充当すべきとの意見も出されましたが、国保加入者の被保険者代表委員からは、国庫支出金が削減され、国保加入者や他の健康保険組合に負担させている国の方針が問題であり、自治体としては市民の生活を守るため、市の一般財政からの繰入が減らしてきたことを改善するべきとの意見も出されました。

保険料の上限は4万円引上げの方針

今回、保険料の上限となる賦課限度額は医療分、支援分、介護分の総額を81万円から85万円に4万円引き上げることが諮問されました。

賦課限度額引上げの内訳

医療分	51万円↓52万円
後期高齢者医療支援金等	16万円↓17万円
介護納付金	14万円↓16万円
合計	81万円↓85万円

保険料軽減世帯は対象を拡大

一定所得以下の世帯の保険料を算定から一定割合を引き下げる軽減措置では、5割軽減と2割軽減の判定基準を引き上げて、対象となる世帯を広げることが諮問されました。

保険料軽減基準の改定の詳細

- 7割軽減 現行どおり
世帯主と被保険者の合計所得33万円以下
- 5割軽減
〈現行〉世帯主と被保険者の所得合計が
基礎控除額（33万円） +
24万5千円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
〈改正案〉世帯主と被保険者の所得合計が
基礎控除額（33万円） +
26万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
- 2割軽減
〈現行〉世帯主と被保険者の所得合計が
基礎控除額（33万円） +
45万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
〈改正案〉世帯主と被保険者の所得合計が
基礎控除額（33万円） +
47万円×（被保険者数+特定同一世帯所属者数）以下
（特定同一世帯所属者とは）
同一世帯に所属する後期高齢者医療保険の被保険者

主催：吹田市起業家交流会実行委員会、吹田市



高木 学

高垣 直史

岡田 眞里

第13回吹田市 起業家交流会 @ 江坂

起業家交流会の魅力を語る!!

名刺交換用に
名刺50枚程度持ってきてね!

日時：2015年2月26日（木）

日程：18:00～受付開始・名刺交換会

18:35～19:20 パネルディスカッション

19:20～20:10 グループディスカッション&発表

20:45～22:00 懇親会 ※希望者 懇親会参加費 3,000円/人（事前申込み）

場所：新大阪江坂東急イン 3階「クリスタルルーム」吹田市豊津町9-6

対象：吹田市内で起業したい人または起業に興味がある人、既に会社や店舗を営んでいる人（学生・主婦も大歓迎～）

申込：専用申込みフォーム <http://goo.gl/SKsQfD>
または、裏面の申込書をFAXまたは郵送・持参ください。

締切：2/20(金) 定員：先着60名



吹田市起業家交流会の魅力とその意義について、吹田市で起業している2名がいろいろ語ります!

コーディネーター …株式会社江坂-起業家支援センター 代表取締役 高木 学（起業家交流会実行委員長）

パネラー ……………株式会社インフォライブ 代表取締役 高垣 直史（起業家交流会実行委員）

吹田江坂行政書士事務所 岡田 眞里（起業家交流会実行委員）

☆交流会に参加して人生が変わった。☆経営上の困難をこうやって乗り越えてきた。☆交流会メンバーで仕事のやりとりが発生した! など

申込・問い合わせ 吹田市役所 地域経済振興室 TEL: 06-6384-1356 FAX: 06-6384-1292